

## 確認事項(このリストも提出してください)

☆はじめにお読みください。内容を確認されましたら、☑をしてください。

- こちらに記載されている申請書等は愛知県の町村域にお住まいの方専用となります。町村域以外の市にお住まいの方につきましては、各市の窓口にお問い合わせください。
- 下記の相談先に郵送、もしくは来所する前に必ず電話等で予めご連絡ください。
- 申請時に生活保護を受給している方は、この給付金の対象外となります。また、職業訓練受講給付金を受けている期間は、この給付金を受給できません。
- 現在居住中の賃貸住宅の家賃が対象となります。住宅ローンには適用できません。
- 申請者は、主たる生計維持者(家計を最も支える者)である方となります。
- 住居確保給付金を受給する期間、求職活動等をしていただく必要があります。
- 住居確保給付金の受給中に収入基準額を超えた就労収入を得た場合は、支給が中止されることがあります。
- 過去に住居確保給付金を受給したことがある場合は、再支給が可能か下記の相談先にお問い合わせください。
- 給付金の受給中は、月に1回、求職活動等に関する状況通知書の提出が必要です。提出がない場合や、誠実かつ熱心に求職活動が行われていない場合には、給付を中止することがあります。
- 書類に不備等がある場合は、担当相談員から連絡しますので、日中(平日9:00~16:00)に、連絡が取れる電話番号等を記入してください。

確認事項について、了承いただきましたら、申請者の署名及び日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

氏名:

電話番号:

お住まいの自治体	相談先の機関名	申請先の住所	電話番号
東郷町、豊山町、 大口町、扶桑町	愛知県尾張福祉相談センター 地域福祉課	名古屋市中区三の丸2-6-1 (愛知県三の丸庁舎内)	052-961-1769
大治町、蟹江町、飛 島村	愛知県海部福祉相談センター 地域福祉課	津島市西柳原町1-14 (愛知県海部総合庁舎内)	0567-24-2135
阿久比町、東浦町、 南知多町、美浜町、 武豊町	愛知県知多福祉相談センター 地域福祉課	半田市宮路町1-1	0569-31-0121
幸田町	社会福祉法人愛恵協会	額田郡幸田町大字菱池字城山143-1 (幸田町障害者地域活動支援セン ターつどいの家内)	0564-63-1750
設楽町、東栄町、 豊根村	愛知県新城設楽福祉相談センター 地域福祉課設楽駐在	北設楽郡設楽町田口字川原田6-18	0536-63-0070

## 提出書類確認リスト(このリストも提出してください)

☆提出前に再度ご確認ください、提出書類が揃いましたらチェック欄に☑をしてください。

郵送の場合、確認用書類は写しで結構です。(ただし、所定様式は原本を提出)

		チェック欄	ダウンロード可
①	様式1-1号(第13条関係)「生活困窮者住居確保給付金支給申請書」		○
②	様式1-1A号(第13条関係)「住居確保給付金申請時確認書」		○
③本人確認書類			
	運転免許証(運転免許証の住所が現住所と異なる場合は、裏面のコピーも必要です)個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等のいずれか		
④離職等又は収入減少を証する書類			
いずれか	離職等の場合	離職票、解雇通知書、有機雇用契約の非更新通知、雇用保険受給資格者証等自営業を廃業した場合は、廃業届等、廃業したことが確認できる書類 ※提出できるものがない場合は、参考様式5「離職状況等に関する申立書」を提出	○
	収入を得る機会減少の場合	離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類 (アルバイト等のシフトが減少したことがわかる文書、雇用主からの休業を命じる文書、請負契約等のアポイントメントがキャンセルになったことがわかる文書等) ※提出できるものがない場合は、参考様式5-2「就業機会の減少に関する申立書」を提出	○
⑤収入資産関係書類			
いずれか	雇用されている方	【世帯全員分】 給与明細書、賃金明細書、報酬明細書等(原則として申請月の収入1か月分)	
	自営業、フリーランスの方	自営業等の事業収入及び経費の額が分かるもの(原則として申請月の収入1か月分) ※提出できるものがない場合、「収入状況に係る申告書(自営業・フリーランスの方)」を提出	○
該当する場合	受給している場合	【世帯全員分】 ・雇用保険の失業等給付を受けている場合は、「雇用保険受給資格証明書」 ・年金を受けている場合は、年金額がわかる通帳等	
必須	貯金通帳の写し①	(必要なページ)【世帯全員分】 ・表紙、見開きページ(店番、支店名、口座番号等が記載されているページ) ・普通預金(通常預金)のページ ※申請書記入日に手持ちの現金、自宅保管の現金も確認し、預貯金に合算してください。 ・定期預金(定額預金)のページ ※定期預金をしておらず、記入がない場合は不要	
該当する場合	貯金通帳の写し②(自営業、フリーランスの方)	・事業用と生活費用の口座が異なる場合、事業用の貯金通帳の写しが必要(必要ページは、上記参照) ・同一口座内で事業の経費と生活費用の経費が混在している場合は、通帳のコピーに事業用と生活費等の内訳を記載	
⑥	様式2-2号(第12条関係)「入居住宅に関する状況通知書」 →不動産媒介業者様や家主様宛の「賃貸住宅を扱う不動産業者などの皆様へ」を掲示して記入をお願いしてください。裏面以降に本人記載欄がありますので、忘れずに記入してください。		○
⑦	賃貸契約書(申請日において有効なもの)の写し ※更新時の賃貸契約書に「詳細な契約内容は原契約に順ずる」等の記載があり、契約内容が省略されている場合には原契約書も必要。さらに原契約から最新の賃貸契約書までに借借人や不動産媒介業者等の変更があった場合には、別途変更通知文書またはその間の賃貸契約書も必要。 ※店舗兼住宅で、住宅部分に係る家賃の明示ができない場合は、面積按分とします。(面積が分かるものを提出)		
⑧	愛知県受取人届出書 →不動産媒介業者様や家主様に記入してもらってください。この内容を基に県から家賃相当額をお支払いいたします。なお、口座振込不能防止のため、通帳の表紙を開けた、名義、口座番号等が記載してあるページのコピーも合わせて提出してください。		○